令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

- ■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、池邊委員、日下委員、玄委員、小林委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、横田委員

■議事内容

- 1 答 申
- (1)「東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業」環境影響評価調査計画書
- ⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染・騒音・振動共通、地盤・水循環共通及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申
- (2)「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
- ⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」 に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び風環境に係る指摘事 項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申
- (3)「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
- ⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」 に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境 に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告(4月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受理年月日
1 事後調査報告書	(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種 市街地再開発事業(工事の施行中その 1)	令和4年2月28日
	(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事 業(工事の完了後)	令和4年2月28日
	東京都市計画道路環状第2号線(中央 区晴海四丁目〜銀座八丁目間)建設事 業(工事の施行中その5)	令和4年2月28日
	(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種 市街地再開発事業	令和4年2月25日
2 変 更 届	都営辰巳一丁目団地建替事業	令和4年3月24日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画	令和4年4月11日
4 完 了 届	東京都市計画道路放射第5号線(杉並 区久我山二丁目~久我山三丁目間)建 設事業	令和4年3月16日

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」第 1 回総会 速 記 録

令和4年4月28日(木)Webによるオンライン会議

(午後3時30分開会)

○下間アセスメント担当課長 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。 本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名全員のうち 14 名の出席をいただいており、定足数を満たしております。

これより令和4年度第1回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

柳会長、よろしくお願いいたします。

○柳会長 わかりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

- ○柳会長 ただいまから令和4年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催いたします。 本日の会議は、次第にありますように、答申3件、受理報告を受けることといたします。
- ○柳会長 それでは、「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線(新京橋連結路)建設事業」 環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について宮越第二部会長から報告を受けることといたします。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、報告させていただきます。

資料1を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から 朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。読み上げます。

令和4年4月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 宮 越 昭 暢

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年2月17日に「東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には今までの審議会を記載しております。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音·振動 共通】

計画道路周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加すると考えられることから、関連する車両の

道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中 している。また、防災用の井戸も存在していることから、計画されている現地調査に 加え、既往の地質柱状図などを含めた十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完 了後の影響について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約1.1kmのうち約0.8kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考として、発生量及び再資源化等について詳細な予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響 評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和4年2月17日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。 本事業は、現在の都市高速道路八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋連結路を、中央 区新富二丁目から八重洲二丁目まで約1.1 km設置する事業です。計画道路の約1 kmは開削及 びシールドによるトンネル構造を採用しており、約0.1 kmは擁壁構造を計画しております。 また、計画道路の関連工事として出入口の設置と都心環状線の掘割区間の擁壁の更新等を実施します。

対象事業の種類は「道路の改築」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

最初に【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、

本事業の計画道路周辺では、東京駅八重洲口周辺及び日本橋地区周辺の整備事業など、複数の市街地再開発事業が計画されておりますので、本計画の工事の施行中には周辺開発事業に伴う工事用車両の影響が加わることが懸念されます。このことから、関連車両の予測・評価におきましては、周辺開発による交通量を十分に勘案した将来交通量の算定を求めることといたしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、

計画道路周辺は建築物が密集しており、さらに鉄道などの重要なインフラも集中しております。また、周辺には防災用の浅井戸も複数存在していることから、掘削工事に際しては、調査計画書に記載されている現地調査に加え、公表されている既往の地質柱状図などを含め、地盤や地下水の状況に関して十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完了後の影響について、適切な予測・評価をすることを求めることといたしました。

最後に【廃棄物】の意見ですが、

本事業の計画地は大量に発生する建設発生土等の保管場所の確保が難しい地域であることが想定されるため、あらかじめシールド工や立坑の施工時期と建設発生土や泥土の発生量を詳細に予測することにより、再資源化施設への静脈物流の円滑化を促し、建設発生土等の再資源化の推進を求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最 初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長

4 東環審第 6 号 令和 4 年 4 月 28 日 東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長柳 憲一郎

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和4年2月17日付3環総政第731号(諮問第534号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。 続きまして、「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答

申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、 齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、資料2を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは朗読いたします。

令和4年4月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年9月28日に「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には今までの審議会を記載しております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものと なるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定

多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、 事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応 じて更なる対策を講じること。

以上でございます。

○齋藤第一部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、渋谷区渋谷二丁目、渋谷駅東側に位置する約 1.45ha の事業区域に、事務所、店舗、ホテル、バスターミナル及び駐車場等を主要用途とする建築物を新設するものです。

最高高さは約208mを計画しております。

対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年9月28日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。 それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申 案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係区長である渋谷区長、港区長、目黒区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【大気汚染】の意見ですが、

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度となる地点では、本事業による寄与率が 66.7%と高く、0.073ppm と環境基準を超えておりますので、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底するよう求めることとしました。

次に【風環境】についての意見ですが、

本計画は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークの整備と、渋谷駅周辺のにぎわい及び回遊性の向上を図ることを目的としており、建物の供用後は、不特定多数の人の利用が見込まれ、広場などのオープンスペースでは人々の滞留が予想されます。計画地近傍では風の強い場所もあり、風環境の影響が懸念されますので、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じるよう求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申 としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

4 東環審第 7 号 令和 4 年 4 月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長柳 憲一郎

「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申について

令和3年9月28日付3環総政第395号(諮問第528号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

続きまして、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に 係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、 宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では報告させていただきます。

先ず資料3を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務 局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長

令和4年4月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 宮 越 昭 暢

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年9月28日に「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検

討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には今までの審議経過を記載しております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものと なるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は現況においても環境基準を上回る地点があることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値又はわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、 建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、更に風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

朗読は以上です。

○宮越第二部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は中央区日本橋一丁目他、都営浅草線の日本橋駅に隣接する約3.6haの事業区域に、 業務、商業、カンファレンス、住宅、駐車場、公共・公益施設等の複合施設を新設するもの です。最高高さ約240mを計画しております。

対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年9月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申 案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係区長である千代田区長、中央区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に答申案の内容について、御説明いたします。

まず【大気汚染】の意見ですが、

建設機械の稼働に伴い、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率は約39%と高く認められる上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底することを求めるものであります。

次に【騒音・振動】の意見ですが、

本事業における騒音は現況においても環境基準を上回る地点があり、工事用車両による騒音の増加はわずかで1デシベル以下ではありますが、複数の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めるよう求めることとします。

また、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予測される時期における、工事区域敷地

境界の最大振動レベルは、評価の指標としている値と同値又は下回るものの極めて近い値で すので、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動の低減 に努めるよう求めることといたします。

以上の資料にありますように、【騒音・振動】については 2 件の意見を付すことといたしました。

最後に【風環境】の意見ですが、

環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を 行うとしていますが、建設前と比べると一定程度強い風が生じることから、更に風環境に与 える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて 更なる対策を講じるよう求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長

4 東環審第 8 号 令和 4 年 4 月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長柳 憲一郎

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申について

令和3年9月28日付3環総政第396号(諮問第529号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。以上です。

- ○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。
- ○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いします。
- ○下間アセスメント担当課長 それでは、受理関係について、御報告いたします。 お手元の資料4を御覧ください。
 - 4月の受理報告は、
 - · 事後調査報告書 3 件
 - •変更届2件
 - ·着工届1件
 - · 完了届 1 件

を受理しております。

なお、3 月受理報告に係る助言事項及びそれに対する事業者の回答、また、4 月受理報告 に係る助言事項等、今回はございません。

以上です。

○柳会長 ありがとうございました。

受理報告に関連しては以上ですが、何かほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わります。

どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出してください。

(傍聴人退場)

(午後4時02分閉会)